

記載の留意事項

熊本県指定公金事務取扱者の公金事務取扱確認書及び検査調書（公金の徴収又は収納に関する事務の委託関係）

| 検査事項・検査内容 | 根拠 | 回答 | 検査結果 |
|---|-----------------|----|------|
| 1 公金事務の執行に関すること | | | |
| <input type="checkbox"/> 公金事務の一部を委託する場合において、あらかじめ熊本県（契約担当者）の承認を受けているか。 | 地方自治法第243条の2第5項 | | |
| <input type="checkbox"/> 公金事務の一部の委託を受けたものが、その一部を再委託する場合において、あらかじめ熊本県（契約担当者）の承認を受けているか。 | 地方自治法第243条の2第6項 | | |
| <input type="checkbox"/> 熊本県（歳入徴収者）が交付した指定公金事務取扱者であることを示す証明書を納入義務者に提示し、又は納入義務者の見やすいところに掲げているか。 | 熊本県会計規則第29条第4項 | | |
| 2 公金の取扱いに関すること | | | |
| <input type="checkbox"/> 公金を収納したときは、公金を収納した日又は翌日に熊本県の指定金融機関等に払い込んでいるか。 ※ 当該事実を証する書類として、別途指定する書類を提出すること。 | 熊本県会計規則第29条第1項 | | |
| <input type="checkbox"/> 委託契約において公金の払込期限について別段の定めをしたときは、その払込期限（原則、公金を収納した日から7日以内の日）までに熊本県の指定金融機関等に払い込んでいるか。 ※ 当該事実を証する書類として、別途指定する書類を提出すること。 | 熊本県会計規則第29条第2項 | | |
| <input type="checkbox"/> 公金の払込みをしたときは、委託徴収（収納）計算書を作成して熊本県（歳入徴収者）に提出しているか。 | 熊本県会計規則第29条第3項 | | |
| <input type="checkbox"/> 収納した公金は、熊本県の指定金融機関等に払込みをするまでの間、他の売上金等と区分して経理し、適切な方法により保管しているか。 | | | |
| 3 公金事務の帳簿及び書類の整理及び保管に関すること | | | |
| <input type="checkbox"/> 現金出納簿、委託徴収（収納）金整理簿を備え、必要な事項を記録し、保存しているか。 | 熊本県会計規則第130条第1項 | | |
| 4 前回検査時の指摘事項に関すること | | | |
| <input type="checkbox"/> 前回の検査における指摘事項は改善しているか。 | | | |
| 5 公金事故に関すること | | | |
| <input type="checkbox"/> 公金の亡失その他の事故が発生したときは、どのように対応するか。 | | | |

【留意事項①】

- 回答欄のセルを選択すると「▼」マークが表示されます。
- 「▼」マークを押すと「適」「不適」「事例なし」とリストが表示されますので、次の基準により選択し回答してください。
- 「適」……適切に事務処理ができている
- 「不適」……適切に事務処理ができていない
- 「事例なし」・事務処理の事例がない

【留意事項②】

- どちらか一つに回答をお願いします。
- 委託契約で公金の払込期限に別段の定めをしていないときは、上の行の「公金を収納した日又は翌日に払い込んでいるか」に、委託契約で公金の払込期限に別段の定めをしているときは、下の行の「別段の定めをした払込期限までに払い込んでいるか」に回答してください。

【留意事項③】

- 自由記載欄です。公金事故発生時の対応方法を簡潔に記載してください。

【留意事項④】

- 所定の記載事項への記載をお願いします。

回 答 日 :

指定公金事務取扱者名 :

担 当 者 名 :

連絡先（電話番号） :